# 被災されてお困りの事業主の方へ

震災に伴う雇用・労働関係の支援策のご案内



(プ厚生労働省、都道府県労働局 労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)

平成23年4月15日版

- 基 → 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。
- ハ → 最寄りのハローワークにご相談ください。

### ● 従業員の雇用について相談したいのですが・・・

助成金などの相談はハローワークにおこしください。
労災補償などの相談は労働基準監督署におこしください。

// ハローワークの「特別相談窓口」が、各種助成金の支給申請などの 相談にお応えします。

全国のハローワークでは、被災者を対象とした求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人のお申込みをぜひお願いします。

- 基 都道府県労働局や労働基準監督署に開設された「緊急相談窓口」が、 労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えします。
- ❷ 休業中の従業員の補償は、どうしたらいいですか・・・

### 雇用調整助成金や失業給付を使いやすくしました。

従業員を休業させるときには、できるだけ従業員の不利益にならないよう 努力をお願いします。地震の影響で**休業する場合の手当の支払いなどについ ての「Q&A」**を労働基準監督署で用意していますので、参考にしてください。

※厚生労働省ホームページにも掲載しています。

基

- トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係 > 「企業・法人の方」>「災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合」
- ※当面の資金繰りにお困りの場合には、融資や信用保証などの中小企業支援策があります。ご相談先については、裏面をご覧ください。
- 基 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業手当を支払うときには、 雇用調整助成金を受けることができます(中小企業の場合、原則として手当の8割を助成)。災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所等に対しては、受給しやすいよう要件の緩和もしています。
- 展災で休業し、給料が支払われない場合には、従業員の方は**離職していなくても失業給付が受けられます**。災害により事業が休業し、**事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付が受けられます**。

## ❸ 助成金の申請に行けないのですが・・・

#### 申請期限を過ぎても構いません。



ハローワークなどに行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合は、**後日、理由を添えて申請することができます**。

# ④ 労働保険料などの支払いが間に合いません・・・

#### 納付期限を延長しました。



労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限を、以下ののとおり延長します。

- ① 被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)の事業主(※) の方は、**手続きなしで、自動的に納付期限を延長**します。
  - ※障害者雇用納付金については、主たる事務所が被災地にある事業主が対象です。
- ② ①以外の地域の事業主の方も、震災により財産に相当な損失を受けたときには、申請に基づいて、1年以内の期間、納付の猶予を受けることができます。
  - ※社会保険料については、日本年金機構「被災者専用フリーダイヤル」(0120-707-118)に お問い合わせください。
  - ※障害者雇用納付金については、高齢・障害者雇用支援機構(043-297-9651)にお問い合わせください。

# ❸ 従業員が仕事中に被災しました・・・

### 労災保険による給付を受けられます。



従業員が仕事中や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、 ご本人や遺族の方は**労災保険による給付を受けられます**。

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、**証明がなくても請求することができます**。

どのような場合に給付を受けられるかなどの「Q&A」を、労働基準監督署で用意していますので、ご利用下さい。

※「Q&A」は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係 > 個人の方 > 【労災保険給付】「労災保険Q&A」

### 6 その他の支援策

#### (1) キャリア形成促進助成金の特例措置

被災地等の事業主が被災前から開始していた職業訓練について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、それまでに訓練に要した経費、賃金などは助成の対象となります。

支給申請などが期限内に行えない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。詳しくは、雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

#### (2) 中小企業退職金共済制度の特例措置

- 一般の中小企業退職金共済制度については、掛金の納付期限の延長手続の簡素化や、後納 による割増金の免除などを行っています。
- 一般の中小企業退職金共済制度および特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度について、紛失した共済手帳の再交付などを行っています。
  - ※詳しくは、一般の中小企業退職金共済制度については0120-953-681に、特定業種退職金共済制度については0120-221-320にお問い合わせいただくか、勤労者退職金共済機構ホームページ (http://www.taisyokukin.go.jp/)をご覧ください。

#### (3) 障害のある方の雇用に関する相談

被災地の「障害者職業センター」に、障害のある方の雇用に関する特別相談窓口を設置し、 様々な相談・不安にお答えしています。

※詳しくは、高齢・障害者雇用支援機構ホームページ

(http://www.ieed.or.ip/information/info110404-01.html)をご覧ください。

◆雇用・労働関係の支援について、詳しくは、

最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク(公共職業相談所)まで。 何でもお気軽にご相談ください。

◆厚生労働省ホームページでも、関連の情報を掲載しています。

厚生労働省トップページ(http://www.mhlw.go.jp)から、「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」→「雇用・労働関係」とお進みください。

※中小企業の公的な融資や保証に関するご相談は、以下へお問い合せください。

日本政策金融公庫 平日(9:00~19:00) 0120-154-505

土日祝(9:00~17:00) 0120-327-790(中小企業事業)、0120-220-353(国民生活事業)

商工組合中央金庫 平日 0120-079-366 土日祝 0120-542-711

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795 信用保証については、最寄りの信用保証協会まで。

どこに相談したら良いのかお困りの方は、中小企業電話相談ナビダイヤル(0570-064-350)まで。

■○○労働局	■○○労働基準監督署
(住所)・・・・・・・	(住所)・・・・・・
(電話)・・・・・・・	(電話)・・・・・・
雇用均等室	
(電話)・・・・・・・	
(住所)・・・・・・	
■ハローワーク○○	■ハローワーク○○
/ I >>	/ IN>

■ハローワーク〇〇 (住所)・・・・・・・ (電話)・・・・・・・・

■○○産業保健推進センター

(住所)・・・・・・・ (電話)・・・・・・・・ ■○○障害者職業センター (住所)・・・・・・・(電話)・・・・・・・